

【懲戒】

事務所 岐阜県高山市七日町1丁目53番地

司法書士 赤野 孝行

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

司法書士法第47条第1号の規定により、戒告に処する。

第1 処分の事実

- 1 司法書士赤野孝行（以下「被処分者」という。）は、昭和61年3月14日司法書士となる資格を取得し、昭和61年5月12日岐阜県司法書士会に入会し、岐阜第〇号をもって登録を受け、司法書士業務に従事している者である。
- 2 被処分者は、平成20年11月11日頃、甲信用金庫融資係担当者（以下「信用金庫担当者」という。）から、〇市〇町〇丁目〇番〇の土地及び同所〇番地家屋番号〇番の建物（所有者:A（妹））並びに同所〇番〇の土地及び同所〇番地〇家屋番号〇番〇の建物（所有者:B（兄））について、登記権利者をA及びB、登記義務者を甲信用金庫とし、登記原因を平成20年11月17日解除とする根抵当権抹消登記（以下「本件抹消登記」という。）の申請に関する依頼を受け、本件抹消登記の申請に必要な添付書類を受領した。  
ところが、被処分者は、受け取った添付書類中の委任状にBの記名押印がなかったため、信用金庫担当者に対しBの記名押印の必要性を説明し、同書類を返した。
- 3 後日、被処分者は、信用金庫担当者からBの署名押印のある委任状を受け取り、署名押印の事実を確認したものの、登記権利者の本人確認及び登記申請意思の確認は、信用金庫担当者が了したものと認識したため、直接、登記権利者に対して本人確認及び登記申請意思の確認を行わなかった。
- 4 その後、被処分者は、本件抹消登記の申請書を作成し、平成20年11月21日、〇地方法務局〇支局に対し本件抹消登記の申請を行い、同日受付第〇号をもって登記は完了した。
- 5 平成21年3月頃、被処分者は、B及び信用金庫担当者から、本件抹消登記がBの知らない間にされたものであったため、本件抹消登記がされる前の状態に戻す手続について相談を受けた。  
そこで、被処分者は、本件抹消登記がされる前の状態に戻すためには抹消された登記の回復登記の申請をしなければならないことを説明したところ、登記権利者及び登記義務者である3名全員から同回復登記の申請についての依頼を受けた。  
また、Bが平成10年7月19日に住所移転を行っていたことから、Bの登記名義人住所変更の登記申請についても依頼を受けた。
- 6 平成21年3月3日、被処分者は、登記名義人住所変更の登記申請及び「錯誤」を原因とする抹消された登記の回復登記の申請2件を自己の負担で申請し、同日受付第〇

号ないし第〇号をもって登記は完了した。

なお、回復された当該根抵当権の債務者として登記されている合資会社は、平成 11 年 11 月 1 日に総社員の同意により解散している。

- 7 平成 24 年 9 月頃、B が、本件抹消登記の申請書の添付書類中の委任状は偽造されたものであると〇県〇警察署に対して告発したところ、〇地方検察庁〇支部において、同委任状の B の署名押印部分が A によって偽造されたものと認定された。なお、同告発による本件抹消登記の申請に係る私文書偽造及び同行使事件については、平成 24 年 12 月 27 日不起訴とされた。
- 8 なお、被処分者は、これまで金融機関を介して受任した登記申請について、そのほとんどが面識のある者からの依頼であったけれども、本件登記申請以外にも依頼者の本人確認及び登記申請意思の確認を行わなかったことがある旨供述している。
- 9 被処分者は、岐阜県司法書士会会則第 87 条の 2（平成 20 年 3 月 4 日新設）で定められた、本人であることの確認等に関する記録を作成していなかった。
- 10 被処分者は、平成 18 年 7 月頃から雇用し、本年 4 月まで月に 5、6 日程度パソコンによる文字入力作業を行わせていた補助者 C について、補助者登録をしていなかった。

## 第 2 処分理由

- 1 以上の事実は、当局及び岐阜県司法書士会の調査並びに被処分者の供述により明らかである。
- 2 司法書士は、司法書士法第 2 条（職責）の規定に基づき、登記義務者及び登記権利者の代理人となって登記手続を行う際には、その当事者らに対する登記申請意思の確認を行い、真正な登記の実現に努めなければならない。  
また、岐阜県司法書士会会則第 87 条の 2（依頼者等の本人確認等）には、業務を行うに際し、本人であることの確認並びに依頼の内容及び意思の確認を行い、その記録を作成しなければならないと規定されている。
- 3 しかし、被処分者は、依頼者の本人確認及び登記申請意思の確認を怠り、本人確認等に関する記録を作成していなかった。
- 4 また、被処分者は、雇用していた補助者の補助者登録を行っていなかった。
- 5 被処分者のこれらの行為は、司法書士法第 2 条（職責）、同第 23 条（会則の遵守義務）、同法施行規則第 25 条（補助者）並びに岐阜県司法書士会会則第 75 条（品位の保持等）、同第 84 条（書類の作成）、同第 87 条の 2（依頼者等の本人確認等）、同第 95 条（会則等の遵守義務）及び同第 97 条（補助者に関する届出）の各規定に違反するものである。
- 6 よって、被処分者に対して厳重な処分を行うべきところであるが、本件については、根抵当権は既に回復されており、関係者に経済的な損失が生じていないこと、被処分者は、過去に懲戒処分を受けたことがなく、本件違反行為について深く反省していることなど、斟酌すべき事情もみとめられることから、これらの一切の事情を考慮し、

司法書士法第 47 条第 1 号の規定により、主文のとおり処分する。

平成 25 年 10 月 11 日 岐阜地方法務局長